○国家公安委員会告示第五十三号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十四日　国家公安委員会委員長　松本　純

1　氏名　ムハンマド・アブダッラー・ハサン・アブー・アル・ハイル（MUHAMMAD ABDALLAH HASAN ABU-AL-KHAYR）
　名簿に記載された年月日　2010年8月24日
　名簿記載者公告番号　QI−162
2　氏名　ハサン・ムハンマド・アブー・バクル・カーイド（HASSAN MUHAMMAD ABU BAKR QAYED）
　名簿に記載された年月日　2011年9月15日
　名簿記載者公告番号　QI−171

○法務省告示第五百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社阿寒グランドホテルの項、株式会社ニュー小湊ホテルの項、飛騨川温泉土地株式会社の項、株式会社旅館満潮の項、株式会社勝浦御苑の項、株式会社稚内観光開発の項、株式会社洞爺湖温泉観光ホテルの項、有限会社善吾楼の項、株式会社湯免企画の項、株式会社サン浦島の項及び株式会社鴨川グランドホテルの項を削る。

第三号中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十月三十一日から施行する。

○法務省告示第五百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社渡辺製作所	栃木県足利市山下町千百九十三番地
協和自動車有限会社	群馬県前橋市三俣町二丁目一番地の三

機械加工	
自動車整備	

○法務省告示第五百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社北海道健誠社	北海道旭川市七条通五丁目二千五百番地の七十七

クリーニング

○外務省告示第三百九十四号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十八年八月十二日、同年八月三十日、同年九月六日及び同年九月十六日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日　外務大臣　岸田　文雄

別表のIIの5.、9.、25.、31.、45.、51.、52.、53.、55.、61.、69.、76.、92.、94.、99.、101.、102.、103.、117.、119.、121.、123.、129.、131.、134.及び163.を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改める。

II.

5.　削除
9.　削除
25.　削除
31.　削除
45.　削除
51.　削除
52.　削除
53.　削除
55.　削除
61.　削除
69.　削除
76.　削除
92.　削除
94.　削除
99.　削除
101.　削除
102.　削除
103.　削除
117.　削除
119.　削除
121.　削除
123.　削除
129.　削除
131.　削除
134.　削除
163.　削除

○外務省告示第三百九十五号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十八年外務省告示第三百七十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号、第一九八九号及び第二二五三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年九月十四日及び九月二十四日に行った決定等に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）、第一九八九号1（a）、第二二五三号2（a）及び第二二五五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十八年十月十四日　外務大臣　岸田　文雄